議案番号	件名
提案課名	内容
議案第26号	三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	【趣 旨】 健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
	【関係法令】 健康保険法施行令
国保医療課	【内 容】 条例中の出産育児一時金の支給額を408,000円から488, 000円に改めるもの。 <現 行> 40万8千円+1万2千円(産科医療保障制度分)=42万円 <改正後> 48万8千円+1万2千円(産科医療保障制度分)=50万円
	【施行期日】 令和5年4月1日